Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年10月1日 四国運輸局自動車交通部 自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月1日付けで、貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第83号)第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知 らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名:日本郵便株式会社

住 所:東京都千代田区大手町2-3-1

代表者:小池信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分(8営業所)

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
徳島	延野	1両×160日	香川	三木	4両× 30日 1両× 31日
香川	財田	2両× 59日	愛媛	小 松	1両×127日
香川	直島	1両×139日	高知	小 川	1両×110日
香川	詫間	3両× 38日 1両× 40日	高知	夜 須	1両×134日

3. 処分日

令和7年10月1日(水)

【問い合わせ先】

四国運輸局自動車交通部自動車監査官 竹藪、福家

TEL: 087-802-6774